

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名
----------------------------	------------------	-----

一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (25の計)	1	円	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相当額	14	円
		特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額 (26の計)	2		$(8) \times \frac{6.25}{100}$		
		そ の 他 の 寄 附 金 額	3		連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額	15	
		計 (1)+(2)+(3)	4		$(11) \times \frac{3.75}{1,000}$		
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	5		特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額 $((14) + (15)) \times \frac{1}{2}$	16	
		計 (4)+(5)	6		特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 額 $((2) \text{ と } (14) \text{ 又は } (16)) \text{ のうち少ない金額}$	17	
		連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「33の①」+「34の①」)	7		指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	18	
		寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額	19	
		同 上 の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額	9		(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	20	
		連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 (別表五の二(一)付表「30の④」) (マイナスの場合は0)	10		損 金 不 算 入 額 同 上 の う ち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ な い 金 額 $(20) - ((9) \text{ 又は } (13)) - (17) - (18)$	21	
		同 上 の 月 数 換 算 額 $(10) \times \frac{1}{12}$	11		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 (19)	22	
		同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)	23	
		一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 $((9) + (12)) \times \frac{1}{4}$	13		計 $(21) + (22) + (23)$	24	

指定寄附金等に関する明細

寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額 25
				円

計

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄 附 し た 日 又 は 支 出 し た 日	寄 附 先 又 は 受 託 者	所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額 26
				円

計

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細

支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額
				円

個別帰属額の計算

連 結 法 人 名					
当 該 連 結 法 人 が 支 出 し た 寄 附 金	指 定 寄 附 金 等 の 金 額	27	円	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額	円
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額	28		$(17) \times \frac{(28)}{(2)}$	34
	そ の 他 の 寄 附 金 額	29		損 金 不 算 入 額 (21)のうち当該連結法人に帰せられる金額	35
	計 (27)+(28)+(29)	30		$(21) \times \frac{(32) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$	
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額	31		個 別 帰 属 額 $(31) + (33) + (35)$	36
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30) - (31)	32			
完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	33				